

堺市・美原町合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市・美原町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、堺市・美原町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、堺市・美原町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、堺市・美原町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、堺市及び美原町の合併に必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事の互選により定めるものとし、副幹事長は、幹事長が選任するものとする。

(幹事長等の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の要請により、又は幹事長が必要に応じて随時開催する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 幹事長は、必要と認めるときは、会議で協議し、又は調整する案件に関係のある幹事のみで会議を開催することができる。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(関係者の出席)

第10条 幹事長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月18日から施行する。

別表（第3条関係）

団体区分	職名	氏名
堺市	助役	内原達夫
	助役	伏見弘之
	収入役	藤森正熹
	水道事業管理者	村田洋
	教育長	高橋一徳
	技監	長瀬龍彦
	市長公室長	指吸明彦
	市長公室理事(政策担当)	木戸唯博
	市長公室理事	池川哲彦
	総務局長	高橋保
	財政局長	田中豊
	市民人権局長	宇都保靖彦
	環境局長	山田修司
	健康福祉局長	向井健次
	産業振興局長	松田昭
	建築都市局長	金田明
	建設局長	本池照藏
	水道局長	石崎享彦
	教育次長(管理担当)	靄間健一
	教育次長(指導担当)	道浦勁
議会事務局長	木下憲彦	
堺市高石市消防組合消防長	井上壽一	
美原町	助役	野田博
	助役	松川安治
	収入役	永田智
	教育長	福永正博
	総務部長	藤戸誠司
	住民文化部長	岡本憲一
	保健福祉部長	竹口耕一
	都市整備部長	舟橋孝郎
	教育次長	奥野信行
	議会事務局長	小谷武司
	水道事業所長	北野順三
	消防長	柳本正美